

相談・申請はお済みですか？

農業機械再取得等支援事業[※]について

※国事業名：農地利用効率化等支援交付金

【令和8年度の最終申請締切】 令和8年7月31日（金）

※お早めにご相談をお願いします。
※令和9年度の申請については未定です。



対面相談実施中

予約のうえ、相談窓口へ
来所してください☎

01 支援内容について



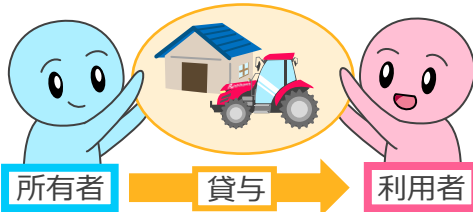
機械や施設の**再建・再取得や修繕などの費用を補助**

※申請内容により、上記の補助率どおりにならない可能性もあります。

02 対象者について 能登半島地震・奥能登豪雨によって被害を受けた農業者や農業法人が対象

ただし、農産物の販売実績がある方に限ります (**自家消費のみは×**)

★機械・施設を貸借している場合の申請者★



修繕・補強・撤去 → 所有者または利用者

再建・再取得 → **所有者のみ**[※]

※所有者が非農業者であっても、利用者が農業者であれば申請可能 (ただし、所有者が以前、営農に利用していた場合に限り)

03 注意点

- 本事業は原形復旧が基本です。原形復旧を超える範囲の費用は自己負担になります
- 当事業により復旧した建物・機械は、**保険・共済への加入が求められます**

04 七尾市役所 農林水産課

電話：0767-53-8005 開設時間：9時～17時（平日のみ）
住所：七尾市袖ヶ江町イ部25番地

問合せ